

經濟論叢

第七十一卷 第二號

ブルジョア經濟學の俗流化と民族問題

…………… 出口 勇 藏 (1)

實業同志會の向背 …………… 市 原 亮 平 (11)

庄屋リコールの問題 …………… 編 堀 江 英 一 (31)

は し が き …………… 堀 江 英 一

徳川時代における山城國の農民闘争 …………… 大 槻 弘

備中倉敷における新祿古祿の抗争 …………… 内 藤 正 中

ドイツ鐵鋼業の管理形態 …………… 中 村 忠 一 (49)

[昭和二十八年二月]

京都大學經濟學會

備中倉敷に於ける新祿・古祿・の抗爭

— 新儀 商人 發達 史 —

内 藤 正 中

(一) 基盤 獨特の地帯へ「植物還元法」を行い、(「日本棉

作要説」三六六頁) 金肥を使用する事により實棉四十貫を收量し、

(大藏永常棉圖要務) 米作の五・六倍に當る收益を上げる(「遠日郡

誌」二二六頁) 備中木綿では備中某藩に於ける如き、繰綿——機

織五行程の社會的分業が確立されて(繰綿一品を五度繰返し繰之助

と可致事「日本棉作要説」七一頁) 児島地方では廣範圍且高度の工業

生産が展開される。(「天保十三年御觸出」「兒島郡誌」四八五頁) だが商

品經濟の展開は農村構造を改變し、新しい對立を醸成する。天

正前後に新開された純農村倉敷も、吉備の沃野を控えた米穀の集散地、木綿の出荷地に、或いは農村市場となるに及び、従前に比し戸數人口共に二倍に増大し、「元祿八年村明細帳」と「明和七年村明細帳」の比較で五割の商工業者を持つに至る。(小野氏文書「安永元年町内小前賣買帳」)天領故の低率貢租と商取引の安全は、近在の封建農奴に農を捨て商を求めて流入させ、之ら流入移住者の中から新商人と新祿派は生育し、備中木綿の流通過程を舞台に成長する。

第一表 倉敷村農民階級構成

	本百姓	水呑小作人	百姓計	總戸數
元祿八年 (1695)	108	781	889	912
安永元年 (1772)	60	828	888	1838

「元祿八年村明細帳」(木山、「倉子城史談」P2) 「安永元年町内小前賣買帳」(小野氏文書)

第二表 文政十年倉敷村農民階層分化

100石以上	5人	5人 (1.3%)
100—80	0	19人 (5.0%)
80—50	4	
50—20	8	
20—10	7	
10—5	17	53人 (14.1%)
5—2	36	
2—1	63	297人 (79.6%)
1石—5斗	33	
5斗—1斗	107	
1斗以下	94	374人 (100%)
計	374人	

買を職に持つ新祿派を中核とする魚屋、荒物屋、綿打屋、古厩屋などの高持百姓を主体とした中農層が介在する。彼らは二石以下の平百姓でありながら、商賣を営む事により實力を蓄へ、上昇するに従い、古い規制を桎梏と感じ古祿派の酒屋問屋商人

(一) 階級關係 高度な商品經濟發達の渦中に立つ倉敷村の階級關係は、一・二表及び「町内小前賣買帳」から次の如く構成される。上層は旧來より酒屋問屋の特權を持ち、村役人を獨占する古祿派。それは十石以上四百石に至る十數人の當農地主層であり、その對極には農民の九割を占める無高小作人、賃織日傭奉公に従う貧農プロレタリア層が位置する。この間に綿仲

富農地主層に對立して行く。

(三) 對立抗爭 農民的勢力による古い規制の打破、それは倉敷村に於ける輝しい村内民主化の斗争であつた。

(1) 村割參與權要求 寛政二年新祿派兒島屋武右エ門は村割に對する惣百姓の參與を庄屋に要求する。「兒島屋武右エ門より村割に立合可申段庄屋へ掛合有之候處當村之儀は前々より庄屋百姓代十三人立合割來リシ故他之百姓之儀は立合申例無之。」

(以下引用は凡て大原氏文書「當村役人中と兒島屋武右衛門大争之事」) 庄屋の拒絶から訴狀は直接代官に持込まれた。竊いた代官は村役人に質問書を出すと共に、隣村庄屋を通じて説得させるが、武右エ門は耳もかさず、農民大衆は小割役町役拒否で應じ、更に代官の訴願擲潰しに憤激し「百姓の内十人十五つつ翻音場へ集り右一件挨拶致度」と觸れ廻り、「惣百姓中へ以廻文催促……凡五十軒斗印形仕」と連判狀を以つて代官に抗議する迄に斗争は發展する。かゝる意外な大衆的示威に代官も遂に屈し、「村割方は寺院をかり惣百姓立合村役人立合にて割付可致」と命じ、農民側の勝利となる。

(2) 特權的問屋追放と年番による自主的運営 古來より酒造株三十石を持ち、(大原氏文書「安永年酒造書上帳」) 寶曆九年來練綿問屋の特權を持つ(大原氏文書「安永二年練綿代銀引込出入」) 古祿派の和泉屋は、問屋として普通の三倍九分五厘の口錢を取つていた

庄屋リコールの問題

事から、寛政四年二月下仲買十人により「小分之御運上を差上太之銀子を町内より取込候段甚不持」故「和泉屋練綿運上之義相止め費度」(大原氏文書「寛政四年リコール一件」)と連署で訴へられる。

かくて八月「出綿焼印」は庄屋に渡され問屋の任務は代行されるが、突然玉嶋練綿問屋十五軒から問屋停止を理由に「當地練綿直御取引は難相成」と申込んで来た。だがこの申出は「買問屋十五軒之了簡より出候儀ニ而、無之由當地和泉屋の縁により阿賀崎庄屋より十五軒の問屋方へ申入」れた和泉屋の反撃であつた。(大原氏文書「兒島屋與兵衛書」) 直ちに倉敷仲買人も「是は當村之一件ニ而各様方へ掛合ニ相成申儀者無御座」と應戦する

が、玉嶋からは何の返答もなまに、遂に「當秋私共一本も出し不申」の危機に當り、「皆船積ニ致下關筑前下し致」(同上書)の強硬策で訴願を續ける。この仲買人の強い意志と玉嶋問屋自身の商賣上の利害は、和泉屋——阿賀崎村庄屋——玉島問屋の反動体系を崩壊させ、正月には玉島倉敷問屋の取引も復活、更に六月和泉屋の問屋役は取上げられ、下仲買らに「本敷改之焼印迄被下置右十軒之内二軒づゝ年番ニ而其年之練綿實綿の出荷敷可改」(寛政四年練綿一件)と、こゝに自主的な年番制による商業組織の運営が決り、運上、口錢、駄賃は、一年番四軒立合相談「惣方得心」の上決定される。(大原氏文書「寛政六年駄賃約定」)

(3) 新祿古祿の抗爭 村役人の人民選舉 相次ぐ新祿派の勝利

に對して古祿派の衰退は著しく、「近來者追々困窮無高同様」(以下凡て大原氏文書新祿古祿之抗争資料)となる庄屋は公金積領を始め、「村入用判並町役銀など追而相糶難心得」と農民に押しかけられ、「諸帳面見取調之處不審之義數多有之ヶ條書附」で詰問されるが、「彼是紛敷返答申立頓着ハ不仕」の態度に新祿派を先頭にした農民大衆は、文政五年村役人選出に農民參加、百姓代罷免を要求して立上る。

「一、庄屋年寄之儀ハ當代相勤居六人之者ニテ惣方差支無御座尤役儀進退之節ハ村役人を取極百姓代江及相談以連印御願可申上新ニ取立之節ハ村役人物百姓懇談之上取極可申事一、是迄之百姓代を相止己後百姓代取極之節ハ村役惣百姓相談之上取極可申事」

之に對して村役人は總辭職で應じ、兩派はこゝに決定的に對立する。訴狀を受けた代官は「七大夫(正屋)一應之御礼も無之願書御差戻シニ相成其上却而嚴敷御叱リ」と同じ穴のムジナ然と新祿派を叱りつけ、剩さへ村役人を元通り任命した。かくて新祿派・農民大衆は村小入用判を拒否すると共に江戸訴狀を決意、七年一月代表二人を送つて勘定奉行の裁決を待つが、此の間新祿派は庄屋以下村役人の惡事不正を暴露して廣く農民大衆へ訴へ、駭線統一を圖り、古祿派亦「村役人を相手取候者ハ居宅打毀」と唱へ、「是迄之村役人支配度趣願ヲ認取村中家

別ニ而印形ヲ取廻りあく迄不承知之者ハ相手取御役所江願出」という強引な手段で、新祿派の團結を破り妨害せんと企てる。だが六年にわたる斗争も文政十年遂に代官——村役人が敗れ、

「庄屋年寄之儀倉敷一村高持百姓共以入札取極候百姓代之儀右ハ只惣百姓共任届之取斗候積定候」

と農民大衆の要求は百姓代罷免から村役人全部の入札に迄發展し、十一年二月倉敷村人民選舉は執行され、新・古兩派から一人づゝ選出して、世襲庄屋は廢止された。

四 展望 中期以降木綿賣買に従事し、廣く國內市場を相手に活躍して來た新祿派の上昇は著しいが、新田開發・繅綿問屋、米穀問屋、質屋大名倉に准出した新祿派は、商業高利貸資本に寄生地主として新しく農村の支配者となるに至り、次第に背後の農民大衆から自らを區別して行く。恰も危機に直面する封建領主は、打開の道をこの新しい農村支配者に求め、扶持米苗字帶刀御免の好餌で、或いは專賣制度を通じて自己の側に組入れんとする。「新しさ」に蠱惑したエネルギーを失い行く新祿派と農民大衆の一層の成長とは、農村の矛盾を深刻化し、農村内部の對立を複雑化する。幕末維新期に於ける新祿派出身者のデリケートな動きがその具体的表現でもあらう。

(九五二—二)

附記 資料借覽は岡山市郡山辰巳氏その他の御好意による。